

報告第2号

専決処分事項報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和53年12月22日議決）第1項及び第2項の規定により、専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

専決処分書写……別記

令和4年2月24日提出

交野市長 黒田 実

和解及び損害賠償の額を定めるについて

(写)

4 専第 1 号

専 決 処 分 書

次のとおり、和解及び損害賠償の額を定めるにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和 53 年 12 月 22 日議決）第 1 項及び第 2 項の規定により専決処分する。

- 1 内 容 市が相手方に、損害賠償額として金 93,500 円を支払う。
- 2 相 手 方 住 所 [REDACTED]  
氏 名 [REDACTED]
- 3 示 談 日 令和 4 年 1 月 26 日
- 4 事 案 概 要 令和 4 年 1 月 13 日（木）午後 3 時 50 分頃、[REDACTED]  
[REDACTED]付近において、ガソリンスタンド(コスモ石油)裏にある水路敷きにて、高木の伐木作業を職員 2 名が行っていたところ、主幹を伐木する際、先に行った剪定部分の切り口がガソリンスタンドの塀(化粧パネル)に接触し破損させたもの。
- 5 そ の 他 相手方修理費 93,500 円  
市持出額 93,500 円

令和 4 年 1 月 26 日

交野市長 黒 田 実